

Ⅳ 推進の柱と基本方針及び重点的な取組

推進の柱 1

幼児教育・保育内容の充実

体系表



1 幼児教育・保育内容の充実

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

幼稚園・保育所・認定こども園を支援しながら、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

また、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉などが一体となって、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

基本方針（1）幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

目標① 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の理解推進

幼稚園教育要領・保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達に応じた幼児教育・保育をめざします。

【県】

- 研修会の開催
 - ・ 幼稚園教育課程等研究協議会の開催【小中学校課】
 - ・ 保育士対象の研修会【子育て応援課】
- 幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）へ公立幼稚園教員を派遣【小中学校課】
- 専任指導主事・保育専門員による園訪問や園内研修の支援

【設置者】

- 幼児教育・保育担当者が幼児教育・保育内容の点検（確認）と指導をしましょう。
- 研修会を開催しましょう。
- 教員・保育士等が園内の研修に参加できる体制づくりを進めましょう。
- 保護者や地域の人に、幼児教育・保育の内容について発信しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 自園の実態に即した教育・保育課程、指導計画を作成しましょう。
- 園内研修に積極的に取り組みましょう。
- 自園の課題に応じた園外研修に進んで参加しましょう。
- 保護者や地域の人に、日々の幼児教育・保育活動を通じて情報提供をしましょう。

目標② 幼児教育・保育内容の充実

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、幼児教育・保育内容の充実を図ります。

【県】

- 教育・保育課程、指導計画等の作成・活用の支援
- 園内研修の支援(訪問指導等)
- 幼稚園・保育所・認定こども園の合同研修会の開催
- 幼稚園・保育所・認定こども園の相互理解の推進

【設置者】

- 計画的に研修会を開催しましょう。
 - ・ねらい及び内容について
 - ・環境を通した幼児教育
 - ・保育について
 - ・幼児の主体性と教師の役割
 - ・5領域について 等
- 各園の幼児教育・保育内容の点検(確認)や指導をしましょう。
 - ・計画的な園訪問による支援・助言

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 指導計画等を作成し、それに基づいた幼児教育・保育の実践をしましょう。
- 園内の研修体制づくりをしましょう。
- 公開保育や事例検討会等の積極的な園内研修を実施しましょう。
 - ・5領域について ・環境の構成について
 - ・発達の特性に応じた幼児教育・保育について 等

目標③ 学校評価・自己評価の実施

幼児教育・保育の質の向上のために、実践を常に振り返り、幼児教育・保育の充実・改善につながる評価の実施を促進します。

【県】

- 評価の必要性の理解推進 資料1
- ・評価のガイドラインの周知
(幼稚園における学校評価ガイドライン・保育所における自己評価ガイドライン)
- ・研修会の開催
- ・専任指導主事、保育専門員の園訪問による支援・助言

【設置者】

- 研修会を開催しましょう。
- 評価の実施と公表を進めましょう。
- ・園訪問による支援・助言

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- PDCAサイクルに基づいて積極的に学校評価・自己評価を実施しましょう。
- 評価の結果を公表し、幼児教育・保育の改善につなげましょう。
- 保護者や地域の人に園の行事や取組を積極的に発信しましょう。

基本方針（２）特別支援教育の推進

目標① 園内体制の整備

特別な支援を必要とする子どもの一貫した支援の充実を図るために、園内の体制整備を進めます。資料2

【県】

- 研修会の開催
 - ・園内委員会の設置や特別支援教育担当の明確化
- 関係機関との連携
- 専門的な役割を果たす教員・保育士等の研修の充実
 - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材（発達支援コーディネーター）の育成
【子ども発達支援課】
- 巡回相談員等の活用の推進

【設置者】

- 地域における教育・医療・保健・福祉などの関係者で構成する乳幼児期からの支援体制づくりを進めましょう。
- 情報提供機能を充実しましょう。
- 幼稚園・保育所への体制整備に係る助言を行いましょう。
 - ・園内委員会への指導助言等
- 関係機関と連携しましょう。
(福祉部局、医療機関、労働機関)

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 園内委員会を設置しましょう。
- 特別支援教育担当を位置付けましょう。
- 関係機関と連携しましょう。

目標② 個別の（教育）支援計画の作成・活用

長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする幼児の実態把握や保育の方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、一貫した指導・支援の充実を進めます。

資料3

【県】

- 特別支援教育に関する研修の実施
- 特別支援学校のセンター的機能や巡回相談員の活用の推進
- 個別の（教育）支援計画の作成・活用の推進
- 関係機関や就学先との連携強化
- 療育や就園・就学についての情報提供や相談支援体制の構築

【設置者】

- 地域における理解啓発を進めましょう。
- 特別な支援を必要とする幼児・保護者への相談支援体制を充実させましょう。
 - ・就学相談における情報提供
- 指導・支援に係る指導助言及び関係機関との連携を進めましょう。
 - ・個別の（教育）支援計画の様式作成及び見直し
 - ・支援会議等における助言

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 特別な支援を必要とする幼児の適切な実態把握を充実しましょう。
- 園内職員の共通理解や情報交換を行いましょう。
- 園内研修（事例検討会等）を実施し、保育の資質向上に努めましょう。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、活用しましょう。
- 子どもや保護者との信頼関係を築きましょう。